

答申第 625 号

平成 29 年 1 月 11 日

神奈川県公安委員会
委員長 羽田 慎司 殿

神奈川県情報公開審査会
会長 西谷 剛

行政文書公開請求拒否処分に関する審査請求について（答申）

平成 27 年 12 月 9 日付けで諮問された特定事故に係る警察署通報事案措置票一部非公開の件（諮問第 698 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関が、特定事故に係る警察署通報事案受理票の措置結果の内容を一部非公開としたことは、妥当である。

2 審査請求に至る経過

(1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例(以下「条例」という。)第9条の規定に基づき、平成27年10月1日付けで、神奈川県警察本部長に対して、特定日時場所において発生した特定鉄道による軌道事故(以下「本件事故」という。)に関し、特定警察署が作成した警察署通報事案受理票(以下「本件行政文書」という。)について、行政文書の公開請求(以下「本件請求」という。)を行った。

(2) 本件請求に対し、神奈川県警察本部長は、平成27年10月13日付けで、本件行政文書に記載された、次に掲げる情報について、条例第5条第1号、第4号及び第6号に該当するとして、本件行政文書の一部を非公開とする一部公開決定(以下「本件処分」という。)を行い、一部誤りがあったため、同年11月10日付けで、本件処分の変更決定(以下「本件変更処分」という。)を行った。

ア 警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影

イ 通報者の住所、氏名及び電話番号

ウ 措置結果の内容(以下「本件非公開情報」という。)

(3) これに対し、審査請求人は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)による改正前の行政不服審査法第4条の規定に基づき、平成27年11月13日付けで、本件処分及び本件変更処分のうち条例第5条第6号に該当するとして本件非公開情報を非公開とした処分の取消しを求める、という趣旨の審査請求を行った。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が提出した審査請求書及び非公開等理由説明書に対する意見書における主張を総合すると、審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件事故について、新聞等の媒体による情報では、土地上に置かれた切

り株を猪が移動させ、線路上に転落させたものとされていて、事件性が無いものと報道されているが、実施機関は、本件非公開情報が「犯罪の捜査及び予防に支障を及ぼすおそれのある情報」に該当するという。

しかし、本件事故の発生原因は「動物」の挙動によるものであるとされているから、「犯罪の捜査」という人の行動にかかわるものではあり得ず、「犯罪」が人の行動にかかわるものである以上、「犯罪の予防」にも該当する可能性は全くない。人の犯罪行為でないことが相当程度に確実であるから、捜査手法が明らかになったとしても、その原因である動物がこれを模倣する余地のないものである。

(2) 審査請求人が本件非公開情報の公開を求めている理由は、捜査の内容等ではなく、切り株落下の原因究明であり、新聞等の報道の真偽を確認するためである。切り株が置かれていた土地所有者の関係者である審査請求人は、「犯罪」ではない動物の挙動による被害を今後適切に予防するために本件非公開情報の開示を求める必要がある。適切な対策を欠いたままでは、将来起こるかも知れない鉄道事故を未然に防ぐことができず、万が一鉄道事故が発生した場合には、多くの人身に関わる重大な帰結をもたらされる可能性もあり得る。本件事故の本質は、捜査手法等の狭隘なものではなく、公共の安全にかかわる重大なものであり、比較衡量すれば後者が勝っているのは明らかである。

4 実施機関の説明要旨

実施機関が本件処分及び本件変更処分を行った理由は、非公開等理由説明書に基づき整理すると、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第5条第6号該当性について

本件非公開情報には、本件事故の発生に際し、その措置に当たった警察官が発生現場及びその周辺の見分並びに関係者の事情聴取等を実施し、本件事故が発生した原因等を捜査した内容及び結果が記載されているとともに、本件事故の犯罪性の有無に関わる内容が記載されている。

実施機関は、犯罪の発生が明白である事案のほか、犯罪であるか否かが明らかでない事案についても、犯人及び証拠の発見、収集、保全等を行う

ための捜査活動を実施し、犯罪性の有無を明らかにする。捜査の結果、当該事案が犯罪でないことが明らかになった場合であっても、その内容を公開すると、同種の事案が発生した場合に、その原因等を捜査する警察官の現場における着眼点、捜査の内容等が明らかになるとともに、犯罪であるか否かの判断に関わる情報が明らかとなり、今後、同種の犯罪を発生させようと企てる者に証拠隠滅の方法、犯罪性の有無に関わる判断の内容等が明らかとなり、今後の犯罪の捜査及び予防に支障を及ぼすおそれがあることから、本件非公開情報は、条例第5条第6号に該当する。

5 審査会の判断理由

(1) 条例第5条第6号該当性について

ア 条例第5条第6号は、「公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」は、非公開とすることができるとしている。

イ 同号の規定は、実施機関の犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を尊重する趣旨から、当該実施機関の裁量的判断に相当の理由があると認められる場合には、同号該当性を認めるものである。そこで、本件非公開情報の同号該当性について、実施機関の判断に相当な理由があるかどうか検討する。

ウ 実施機関が行う犯罪捜査は、犯人を発見するための活動はもとより、現場の見分、証拠の収集等を行い、犯罪性の有無を明らかにするための活動を含むものと認められる。捜査の結果、本件事故が動物の行動等に起因し、人の行為等による犯罪ではない可能性が高いと判断した場合であっても、その判断に至る捜査の内容等を公開すると、本件事故の現場及びそれ以外の場所において発生する軌道事故に関し、人が動物の行動等を模倣し、人の行為による犯罪の隠蔽を容易にさせるなど、犯罪の発生を企てる者に証拠隠滅の方法、犯罪性の有無に関わる判断の内容等が明らかになるものと推測され、実施機関が犯罪の捜査及び予防に支障を及ぼすおそれがあると判断した場合には、合理的な理由があると認めら

れる。

エ したがって、本件非公開情報は、公開することにより、犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報であると認められ、条例第5条第6号に該当すると判断する。

(2) 条例第7条該当性について

ア 審査請求人は、本件非公開情報が、多くの人身に関わる重大な帰結をもたらす可能性もある鉄道事故を未然に防ぐための情報であり、捜査手法等の狭隘なものではなく、公共の安全にかかわる重大なものであるため、本件非公開情報を公開すべき公益上の必要がある旨主張していると認められ、これは、条例第7条に規定する公益上の理由による裁量的公開を行うべきであると主張する趣旨であると解されるので、以下この点について検討する。

イ 条例第7条は、「実施機関は、公開請求に係る行政文書に非公開情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるとき」は公開することができる旨規定している。

本条の規定は、条例第5条の規定による非公開情報であっても、公開することによって生ずる支障を上回る公益上の必要がある場合には、実施機関の裁量によって例外的に公開する余地を与えるものと解される。

ウ そもそも原因が明確になっているとは言えない本件事故についてこれを見ると、本件非公開情報を公開することによって同種の事故を予防できる蓋然性と、公開することによって生じるおそれのある捜査上の支障とを比較考量する必要がある。そして、その考量の結果、前者の事故予防の蓋然性は比較的小さく、後者の捜査上の支障を上回る公益上の公開必要性があるとまでは認められない。よって、実施機関が条例第7条による公開をしなかったことは、妥当である。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成 27 年 12 月 9 日	○ 諮問
12 月 16 日	○ 実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
平成 28 年 1 月 15 日	○ 実施機関から非公開等理由説明書を受理
1 月 19 日	○ 審査請求人に非公開等理由説明書を送付し、非公開等理由説明書に対する意見書の提出を依頼
2 月 3 日	○ 審査請求人から非公開等理由説明書に対する意見書を受理
平成 28 年 10 月 31 日 (第 157 回部会)	○ 審議
11 月 30 日 (第 158 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横 浜 国 立 大 学 准 教 授	
市 川 統 子	弁 護 士 (神 奈 川 県 弁 護 士 会)	
入 江 直 子	元 神 奈 川 大 学 教 授	
柿 崎 環	明 治 大 学 教 授	部 会 員
交 告 尚 史	東 京 大 学 大 学 院 教 授	会 長 職 務 代 理 者 (部 会 長 を 兼 ね る)
遠 矢 登	弁 護 士 (神 奈 川 県 弁 護 士 会)	部 会 員
西 谷 剛	元 國 學 院 大 學 法 科 大 学 院 教 授	会 長

(平成 28 年 12 月 11 日現在) (五十音順)